



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 8 0 4 号 令和 7 年 3 月 1 8 日 発行

目 次

※は県例規集登載
【条例】

番 号	表 題	担当課名
1 ※	職員の旅費に関する条例の一部を改正する 条例	人事課
2 ※	知事等の給与に関する条例の一部を改正す る条例	同
3 ※	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条 例等の一部を改正する条例	同
4 ※	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一 部を改正する条例	同
5 ※	一般職の職員の給与に関する法律等の一部 を改正する法律の一部の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例	同
6 ※	職員の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例	職員厚生課
7 ※	刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の 一部を改正する法律の施行に伴う関係法律 の整理等に関する法律の施行に伴う関係条 例の整理等に関する条例	同
8 ※	徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一 部を改正する条例	財政課
9 ※	徳島県病院事業の設置等に関する条例の一 部を改正する条例	同
1 0 ※	徳島県税条例の一部を改正する条例	税務課

【条例】

番 号	表 題	担当課名
1 1 ※	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	市町村課
1 2 ※	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	情報政策課
1 3 ※	徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例	環境管理課
1 4 ※	徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例	同
1 5 ※	とくしまこども未来会議設置条例の一部を改正する条例	こども未来政策課
1 6 ※	徳島県青少年健全育成条例及び徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例	青少年・こども家庭課
1 7 ※	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	同
1 8 ※	徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例	医療政策課
1 9 ※	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	障がい福祉課
2 0 ※	徳島県手話言語条例	同
2 1 ※	徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の一部を改正する条例	企業支援課
2 2 ※	徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例	農林水産政策課
2 3 ※	徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	畜産振興課

【条例】

番 号	表 題	担当課名
2 4 ※	徳島県農林水産業未来創造基金条例の一部を改正する条例	経営推進課
2 5 ※	徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例	生産基盤課
2 6 ※	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課
2 7 ※	徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育委員会
2 8 ※	徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例	同

【規則】

番 号	表 題	担当課名
1 3 ※	旅館業法施行細則の一部を改正する規則	安全衛生課
1 4 ※	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
1 5 ※	徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	同
1 6 ※	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
1 ※	徳島県債証券元利金支払手続を廃止する訓令	財政課

【公布された条例等のあらまし】

● **職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例**（条例第一号）

一 宿泊料の名称を宿泊費に改め、宿泊に要する費用については上限付きの実費支給とし、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費については宿泊手当を設けて定額支給とすることとした。

二 食卓料を廃止することとした。

三 日額旅費の支給対象を改めることとした。

四 航空賃について、公務のため特に必要な座席指定料金及び運賃等に付随する費用を支給対象とすることとした。

五 渡航雑費について、外国旅行に必要なものとして知事が定める費用を支給対象とすることとした。

六 その他所要の整備を行うこととした。

七 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

八 一から六までについて、所要の経過措置を講ずることとした。

● **知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二号）

一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。

二 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十二・五とすることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和七年四月一日から施行することとした。

四 一については、令和六年十二月一日から適用することとした。

● **職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第三号）

一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

1 育児を行う職員に時間外勤務をさせないこととする制度の対象となる職員の範囲を、三歳に満たない子がある職員から小学校就学の始期に達するまでの子がある職員に拡大することとした。

2 任命権者は、仕事と介護との両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じなければならないこととした。

3 休憩時間を一斉に与えないことができる要件を緩和することとした。

4 職員の申告を考慮した勤務時間の割振りを行えることとした。

二 職員の退職手当に関する条例の一部改正

非常勤職員の退職手当の支給要件に係る勤務日数の算定において、当該職員が一の4に係る規定の適用を受けて勤務した期間については、勤務時間を割り振られ、かつ、勤務した全ての日を勤務日数に含めることとした。

三 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

一の4に係る規定の適用を受けて勤務する職員が育児短時間勤務をする場合の勤務の形態を定めることとした。

四 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

第一号任期付研究員が裁量による勤務をする場合には、一の4に係る規定を適用しないこととした。

五 この条例は、令和七年四月一日（一部については、公布の日）から施行することとした。

六 次に掲げる条例について、一の４に伴う所要の整備を行うこととした。

- 1 職員の給与に関する条例
- 2 徳島県学校職員給与条例
- 3 徳島県地方警察職員の給与に関する条例
- 4 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例

● **徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）**

一 市町村が処理することとなる次に掲げる法令の事務の範囲及びその事務を処理する市町村を定めることとした。

- 1 農業経営基盤強化促進法
 - 2 農地中間管理事業の推進に関する法律
 - 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 - 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
- 二 市町村が処理している次に掲げる法令の事務の範囲を改めることとした。

- 1 農地法
 - 2 森林法
 - 3 都市再開発法施行規則
 - 4 都市緑地法
- 三 次に掲げる法令の事務を処理する市町村の範囲を改めることとした。

四 私立学校法

五 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

六 宅地造成等規制法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

七 その他所要の整備を行うこととした。

八 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一の１、二の１及び四については、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

● **一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第五号）**

一 次に掲げる条例について、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 1 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）

2 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十五号）

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第五十三号）

4 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第六十二号）

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）**

一 就業促進手当のうち就業手当を廃止することとした。

二 失業者の退職手当に係る暫定措置について、令和九年三月三十一日以前に退職した職員まで対象とすることとした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。

● **刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（条例第七号）**

一 次に掲げる条例について、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行に伴う所要の整理を行うこととした。

- 1 徳島県吏員恩給条例
- 2 土木施設及び工事取締条例
- 3 徳島県税条例
- 4 職員の給与に関する条例
- 5 徳島県学校職員給与条例
- 6 職員の退職手当に関する条例
- 7 徳島県地方警察職員の給与に関する条例
- 8 金属くず取扱業に関する条例
- 9 徳島県立自然公園条例
- 10 徳島県迷惑行為防止条例
- 11 職員の分限に関する条例
- 12 徳島県青少年健全育成条例
- 13 徳島県自然環境保全条例
- 14 徳島県屋外広告物条例
- 15 徳島県拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- 16 河川法施行条例
- 17 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例
- 18 砂防法施行条例
- 19 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例
- 20 徳島県統計調査条例
- 21 徳島県暴力団排除条例
- 22 徳島県ふぐの処理等に関する条例
- 23 徳島県行政不服審査会設置条例
- 24 個人情報保護の保護に関する法律施行条例
- 25 徳島県議会の保有する個人情報保護に関する条例

26 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例

27 徳島県心身障害者扶養共済制度条例

28 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例

29 徳島県生活環境保全条例

30 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例

31 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例

二 刑法等一部改正法等の施行等に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、令和七年六月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。

● 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第八号）

一 阿南工業用水道に係る料金の改定を行うこととした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

三 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に供給する工業用水に係る料金について適用し、同日前に供給した工業用水に係る料金については、なお従前の例によることとした。

● 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）

一 徳島県立中央病院の精神病床の数を減少させることとした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● 徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第十号）

一 法人の県民税の法人税割の税率の特例について、その適用期間を令和十三年三月三十一日まで延長することとした。

二 自動車税の減免の申請の際に運転免許証の提示を求める手続について、運転免許証と個人番号カードの一体化の開始に伴う所要の整備を行うこととした。

三 地方税法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については令和七年三月二十四日から、三については同年四月一日から施行することとした。

● 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第十一号）

一 本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務として新たに設けられた準法定事務と条例における独自利用事務との重複について、所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第十二号）

一 個人番号を利用することができる事務として新たに設けられた準法定事務と条例における独自利用事務との重複について、所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

● 徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第十三号）

一 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例**（条例第十四号）

一 土砂等の埋立て等に係る災害の防止に関する規定について、本県における宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定に伴う所要の改正を行うこととした。

二 排水水の規制基準について、六価クロム化合物及びトリクロロエチレンの許容限度を改めることとした。

三 汚水等の要件及び排水水の規制基準に係る水の汚染状態を示す項目について所要の整備を行うこととした。

四 その他所要の整備を行うこととした。

五 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、四の一部については公布の日から、二及び三並びに六の一部については令和七年四月一日から施行することとした。

六 一及び二の一部について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **とくしまこども未来会議設置条例の一部を改正する条例**（条例第十五号）

一 とくしまこども未来会議（以下「会議」という。）は、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の規定による調査審議事項を所掌することとした。

二 会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。

三 会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって会議の決議とすることができることとした。

四 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、五の1の一部については、同年十二月一日から施行することとした。

五 次に掲げる条例について、所要の改正を行うこととした。

1 徳島県青少年健全育成条例

2 徳島県社会福祉審議会設置条例

3 徳島県子どもはぐくみ条例

● **徳島県青少年健全育成条例及び徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十六号）

一 次に掲げる条例について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

1 徳島県青少年健全育成条例

2 徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

二 この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（条例第十七号）

- 一 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● 徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（条例第十八号）

- 一 医師修学資金の返還の債務を免除する要件を緩和することとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 三 一については、令和六年三月一日以後に大学を卒業した者に係る医師修学資金について適用し、同日前に大学を卒業した者に係る医師修学資金については、なお従前の例によることとした。

● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（条例第十九号）

- 一 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、就労選択支援の創設に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

● 徳島県手話言語条例（条例第二十号）

一 目的

この条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、事業者及びろう者等の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって手話を使用して意思疎通を行う権利が尊重され、ろう者とうる者以外の者との相互に理解し、尊重し合いながら安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とするものとした。

二 基本理念

手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定めるものとした。

三 県の責務並びに県民、事業者及びろう者等の役割

手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する県の責務並びに県民、事業者及びろう者等の役割を定めるものとした。

四 徳島県障がい者施策基本計画

県は、徳島県障がい者施策基本計画において、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策について定めるものとするものとした。

五 手話を学ぶ機会の確保

1 県は、県民の手話を学ぶ機会の確保を図るため、市町村、ろう者等その他の関係者と連携して必要な施策を講ずるよう努めるものとするものとした。

2 県は、県の職員に対し、手話を学ぶ機会を確保するものとするものとした。

六 学校における手話の普及

1 県は、ろう者である幼児、児童、生徒又は学生（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の教職員が手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な施策

を講ずるよう努めるものとした。

2 県は、ろう児等が学校生活を送る上で必要となる手話に関する支援のために必要な施策を講ずるよう努めるものとした。

3 県は、学校における手話の普及に関する取組を促進するため、学校に対し、必要な支援を行うものとするものとした。

七 事業者への支援

県は、手話の使用に配慮したサービスの提供及び手話を使用しやすい職場環境の整備に関する取組を行う事業者に対し、必要な支援を行うものとするものとした。

八 その他

その他所要の規定を設けるものとした。

九 施行期日

この条例は、公布の日から施行するものとした。

● 徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）

一 徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金に処分の特例を設けるものとした。

二 この条例は、公布の日から施行するものとした。

● 徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

一 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めるものとした。

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可及び工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査

3 土石の堆積に関する工事の許可及び工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

二 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の規定に基づく宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付の申請に対する審査に係る手数料を定めるものとした。

三 この条例は、公布の日から施行するものとした。

● 徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）

一 徳島県腕山放牧場の利用を制限する期間を令和十年三月三十一日まで延長するものとした。

二 この条例は、公布の日から施行するものとした。

● 徳島県農林水産業未来創造基金条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）

一 題名を「徳島県農林水産業未来投資基金条例」に改めるものとした。

二 徳島県農林水産業未来投資基金について、人口の減少に伴う農林水産業者の減少、気候の変動その他の農林水産業をめぐる情勢の変化に対応し、良質な農林水産物が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、県民一人一人がこれを手でできる状態を確保するため、意欲ある農林水産業者が行うその経営の強化につながる取組を支援することにより、農林水産業の生産力を増進し、もって未来に承継することができる農林水

産業を実現する事業に要する経費に充てることとした。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● 徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）

一 知事は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に県が管理する漁港施設のうち椿泊漁港に新設する荷さばき所（以下「指定管理漁港施設」という。）の管理を行わせるものとする事とした。

二 指定管理者は、次の業務を行うものとする事とした。

1 指定管理漁港施設の運営に関する業務（指定管理漁港施設の管理に関する業務と一体として行うものに限る。）

2 指定管理漁港施設の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務

3 四の利用の許可に関する業務

4 六の利用料金に関する業務

5 その他指定管理漁港施設の管理に関し知事が必要と認める業務

三 指定管理漁港施設の供用しない日及び供用時間を定めることとした。

四 指定管理漁港施設の一部の施設（以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならないこととした。

五 利用の許可の制限、利用の許可の取消し等及び指定管理漁港施設への立入りの禁止等について所要の規定を設けることとした。

六 利用の許可を受けた者は、利用施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならないこととした。

七 利用料金の額の定め方等について定めることとした。

八 その他所要の整備を行うこととした。

九 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日（一部については、公布の日）から施行することとした。

● 徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）

一 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可及び工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査

3 土石の堆積に関する工事の許可及び工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

二 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について所要の改正を行うこととした。

三 低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料について所要の改正を行うこととした。

四 建築物のエネルギー消費性能に係る認定に係る手数料を廃止することとした。

五 建築基準法の規定に基づく確認の申請に対する審査に係る手数料等について所要の

改正を行うこととした。

六 建築士事務所の登録に係る手数料について所要の改正を行うこととした。

七 建築士事務所の変更の届出に伴う登録に係る手数料を定めることとした。

八 宅地建物取引業の免許の申請に対する審査等の手数料について所要の改正を行うこととした。

九 その他所要の改正を行うこととした。

十 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、一については公布の日から、五の一部、六及び七については同年七月一日から施行することとした。

● **徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）**

一 県立学校の職員の定数を二千五百三十九人に、県費負担教職員の定数を四千七百二十九人に改めることとした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）**

一 入学若しくは進級、転学又は編入学により高等学校又は中等教育学校の後期課程に在学することとなった日の属する月に納付する授業料は、当該月の翌月の末日までに納付しなければならないこととした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第十三号）**

一 旅館業許可申請書等の様式について、旅館業法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和七年六月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十四号）**

一 新たに設置される徳島県教育職員免許状再授与審査会委員等の報酬及び費用弁償の額を定めることとした。

二 国民健康・栄養調査員の報酬の額を改定することとした。

三 徳島県病院調整監等の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。

四 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第十五号）**

一 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十六号）**

一 証紙による収入の方法によらないことができる場合を追加することとした。

二 徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県県土整備関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更の許可申請手数料
 - 3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査手数料
 - 4 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料
 - 5 土石の堆積に関する工事の計画変更の許可申請手数料
- 三 徳島県農林水産関係手数料条例の規定に基づく宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料について、証紙により徴収することとした。
- 四 徳島県土整備関係手数料条例の一部改正等に伴う所要の整理を行うこととした。
- 五 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、二及び三については、公布の日から施行することとした。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第一号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。第十二条を除き、以下同じ。）を受け」に、「において、」を「には、」に改め、「金額があるときは、当該」を削り、「なつた金額」を「なる金額又は支出を要する金額」に改める。

第四条第三項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第四項中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 所属長は、前項の規定にかかわらず、知事が定める旅行については、口頭により旅行命令を発し、又はその変更をすることができる。

第六条第一項中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用を支給する。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、一夜当たりの定額により支給する。

第六条第十二項中「外国への旅行に伴う」を「外国旅行に要する」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条中「又は宿泊料」を「、宿泊費又は宿泊手当」に、「本条」を「この条」に改め、「ついて定額」の下に「又は第十八条に規定する宿泊費基準額（以下この条において「定額等」という。）」を加え、「の定額」を「の定額等」に改める。

第十五条を次のように改める。

(航空賃)

第十五条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）として現に支払った額の合計額による。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(宿泊費)

第十八条 宿泊費の額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二に掲げる額を参酌し、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める宿泊費基準額による。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額による。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額が旅行中の宿泊に要する費用として現に支払った額を超える場合の宿泊費の額は、当該現に支払った額による。

(宿泊手当)

第十九条 宿泊手当の額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に掲げる額を参酌し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額による。

第二十一条各号列記以外の部分中「宿泊料定額」を「着後手当の額の基礎となる一夜当たりの定額（以下この条において「一夜当たりの定額」という。）に、「とする」を「による」に改め、同条各号中「宿泊料定額」を「一夜当たりの定額」に改める。

第二十二条第一項第一号イ及びハ中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、宿泊手当」に改め、同項第二号中「外」を「ほか」に改め、同項第三号中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、宿泊手当」に、「円位」を「一円」に改める。

第二十四条中「次の各号に掲げる旅行のうち」を「その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張であつて」に、「当該旅行の」を「その」に、「規則で」を「、知事が別に」に改め、同条各号を削る。

第二十五条中「同一地域」の下に「（第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。）を加え、「ついては」を「ついては、」に、「支給しない」を「支給しない」に、「おいては」を「おいては、」に改め、同条第二号中「円位」を「一円」に改める。

第二十八条第三項中「食卓料」を「宿泊手当」に改める。

第二十九条中「及び食卓料」を削る。

第三十二条中第二項を第三項とし、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、次に掲げる運賃の額による。

第三十二条第一項第四号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

航空賃の額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）として現に支払つた額の合計額による。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

第三十三条の見出しを「（旅行雑費、宿泊費及び宿泊手当）」に改め、同条第二項中「及び宿泊料」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 宿泊費及び宿泊手当の額は、第十八条及び第十九条の規定の例による。

第三十三条第三項及び第四項を削る。

第三十四条中「、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額」を「並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして知事が定める費用の額」に改める。

第三十六条中「、宿泊施設等」を削り、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改める。

別表第一中「第十七条」を「第十七条、第二十条」に改め、同表の二を次のように改める。

二 着後手当の額の基礎となる一夜当たりの定額

区 分	金 額（一夜につき）	
	甲 地 方	乙 地 方
知事等	一四、八〇〇円	一三、三〇〇円
知事等以外の職員	一二、〇〇〇円	一〇、九〇〇円

備考 地域区分は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（以下「改正前の旅費法」という。）別表第一の日当、宿泊料及び食卓料の表の備考に規定する地域区分の例による。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二 外国旅行の旅費雑費（第三十三条関係）

区 分	金 額（一日につき）		
	指定都市	甲 地 方	乙 地 方
知事等	四、一五〇円	三、五〇〇円	二、八〇〇円
知事等以外の職員	三、一〇〇円	二、六〇〇円	二、一〇〇円
			一、九〇〇円

別表第二の備考第一項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「改正前の旅費法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（次項及び附則第四項に掲げるものを除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第四条第三項の規定により旅行命令の変更をする旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定（赴任に係る旅費に係るものに限る。）は、施行日以後に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費について適用し、同日前に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三条第五項の規定は、同項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員の旅費に関する条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳 島 県 知 事
後 藤 田
正
純

徳島県条例第二号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七條ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七條ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。
- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて令和六年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「(第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。)をいう」に改め、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下この項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第五条中「の定める」を「で定める」に改め、「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

第六条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事委員会規則で定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第七条第一項中「のある職員」の下に「（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」を加え、同条第二項中「以下この項及び次条第四項」を「次条」に改め、「のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」を削り、「「要介護者のある職員が人事委員会規則で定めるところにより」を「第十四条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子を養育する」とあるのは「」に改める。

第七条の二三第三項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前三項」に改め、「とあり、並びに前項中「三歳に満たない子のある職員が人事委員会規則で定めるところにより当該子を養育する」を削り、「同項」を「前項」に改める。

第八条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第九条第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「の定める」を「で定める」に改める。

第十四条第一項中「者で」を「者（第十六条の二第一項において「配偶者等」という。）で」に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至つたことについての申出があつた場合における措置等）

第十六条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十六条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「により、」を「以下この項において「条例等」という。」により、」に、「を含む」を「及び条例等により、四週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の一週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第三条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 勤務時間条例第三条第三項の規定を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)

とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間(育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあっては、人事委員会の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間)につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、週休日以外の日において一日につき午前五時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第三条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を第一条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「第一条改正後勤務時間条例」という。）第七条の二第三項の規定による勤務の制限の開始の日とする同項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(介護両立支援制度等その他の事項の周知に関する経過措置)

3 施行日前に四十歳に達した職員に対する第一条改正後勤務時間条例第十六条の二第二項の規定の適用については、同項中「当該職員が四十歳に達した日の属する年度において」とあるのは、「任命権者が定めるところにより」とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

4 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「における」を「又は勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「勤務時間を割り振らない日」という。）における」に改める。

第九条の四第一項中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

第二十条第五項中「給料額は」を「給料額は、」に、「の日数」を「及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

5 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「における」を「又は勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「勤務時間を割り振らない日」という。）における」に改める。

第十四条の二の二第一項中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

第二十二条第五項中「給料額は」を「給料額は、」に、「週休日数」を「週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

6 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四項中「第五条」を「第五条第一項」に、「における」を「又は勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（以下「勤務時間を割り振らない日」という。）における」に改める。

第十六条の二第一項中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

第二十四条第五項中「の日数」を「及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

（徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

7 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中「週休日」の下に「若しくは職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（次号において「週休日等」という。）」を加え、同項第四号中「週休日」を「週休日等」に改める。

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四号

徳島県のお事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県のお事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表八の項及び九の項中「藍住町 上板町」に改め、同表中八十二の項を八十三の項とし、七十九の項から八十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表七十八の項中「八十の項」を「八十一の項」に改め、同項を同表七十九の項とし、同表中七十七の項を七十八の項とし、六十九の項から七十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表六十八の項3中「同条第六項」を「法第十条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第六項」に改め、同項6の次に次のように加える。

7 法第十七条の二第一項の規定による都市緑化支援機構への要請、同条第三項の規定による協定の締結並びに同条第五項及び第七項の規定による費用の負担

第二条第二項の表中六十八の項を六十九の項とし、同表六十七の項2中「の施行」を「の施行等」に改め、同項8中「事業計画」を「事業計画等」に改め、同項9、23及び29中「の認可」を「等の認可」に改め、同項39中「同条第八項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十三条第八項」に、「同条第九項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十三条第九項」に、「同条第十項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十三条第十項」に、「同条第十一項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十三条第十一項」に改め、同項42中「同条第二項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十六条第三項」に、「同条第三項」を「政令第十八条第三項において準用する政令第十六条第三項」に改め、同項45中「揭示」の下に「及びウェブサイトにの掲載」を加え、同項を同表六十八の項とし、同表中六十六の項を六十七の項とし、六十五の項を六十六の項とし、六十四の項を六十五の項とし、同表六十三の項中「六十六の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十四の項とし、同表中六十二の項を六十三の項とし、六十一の項を六十二の項とし、六十の項を六十一の項とし、同表五十九の項中「六十六の項」を「六十七の項」に改め、同項を同表六十の項とし、同表中五十八の項を五十九の項

とし、五十七の項を削り、五十六の項を五十八の項とし、五十二の項から五十五の項までを二項ずつ繰り下げ、同表五十一の項2中「土地」を「工作物」に、「同条第三項」を「法第六十六条において準用する法第五十条第三項」に、「同条第五項」を「法第六十六条において準用する法第五十条第五項」に、「の通知及び」を「の通知並びに」に改め、「揭示」の下に「及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信」を加え、同項3及び7中「土地」を「工作物」に改め、同項を同表五十三の項とし、同表五十の項1中「の通知及び」を「の通知並びに」に改め、「揭示」の下に「及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信」を加え、同項を同表五十二の項とし、同表中四十九の項を五十一の項とし、四十五の項から四十八の項までを二項ずつ繰り下げ、四十四の項の次に次の二項を加える。

四十五 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可（同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地に係るもの及び二以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）並びに同条第七項の規定による通知及び公告（当該認可に係るものに限る。）	徳島市 鳴門市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町 つるぎ町 東みよし町
四十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第九条第一項の規定による鳥獣の管理を目的とする鳥獣の捕獲等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図るために行う鳥獣の管理を目的とするアナグマの捕獲等の許可に限る。）（二以上の市町村の区域にわたり捕獲等をする場合及び飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等をする場合に係るものを除く。） 2 法第九条第七項の規定による許可証の交付、同条第八項の規定による従事者証の交付、同条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付、同条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第十三項の規定による捕獲等の結果の報告の受理（1に掲げる事務に係るものに限る。） 3 法第十条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による許可の取消し（1に掲げる事務に係るものに限る。）	徳島市 鳴門市 阿南市 吉野川市 阿波市 三好市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町 板野町 上板町 つるぎ町 東みよし町

4 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による立入検査（1に掲げる事務に係るものに限る。）

5 省令第七条第十一項の規定による許可証の交付を受けた者の住所等の変更の届出の受理、同条第十二項の規定による従事者証に記載された者の住所等の変更の届出の受理、同条第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受理及び同条第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受理（1に掲げる事務に係るものに限る。）

第二条 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表四十二の項2中「法第三条第五項の規定による条件の付加、法第五条第三項において準用する」を削り、「意見の受理」の下に「、法第五条第三項において準用する法第四条第七項の規定による条件の付加」を加え、同項5中「処分及び」を「処分、」に改め、「交付」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同表四十三の項2中「法第三条第五項の規定による条件の付加、法第五条第三項において準用する」を削り、「意見の受理」の下に「、法第五条第三項において準用する法第四条第七項の規定による条件の付加」を加え、同項5中「処分及び」を「処分、」に改め、「交付」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同表四十四の項3中「第十五条の四第一項」を「第十六条第一項」に改め、同表中八十三の項を八十五の項とし、八十の項から八十二の項までを二項ずつ繰り下げ、同表七十九の項中「八十一の項」を「八十三の項」に改め、同項を同表八十一の項とし、同表中七十八の項を八十の項とし、六十五の項から七十七の項までを二項ずつ繰り下げ、同表六十四の項中「六十七の項」を「六十九の項」に改め、同項を同表六十六の項とし、同表中六十三の項を六十五の項とし、六十二の項を六十四の項とし、六十一の項を六十三の項とし、同表六十の項中「六十七の項」を「六十九の項」に改め、同項を同表六十二の項とし、同表中五十九の項を六十一の項とし、四十五の項から五十八の項までを二項ずつ繰り下げ、四十四の項の次に次の二項を加える。

四十五 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）

1 法第十六条の二第六項（法第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに農業委員会の意見の聴取（四十二の項1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）並びに法第十六条の二第九項（法第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理（当該同意に係るものに限る。）

2 法第十六条の三第四項の規定による通知の受理（1の同意に係るものに限る。）

徳島市 鳴門市 吉野川市 三好市 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町

四十六 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）

阿南市

- 1 法第十六条の二第六項（法第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに農業委員会の意見の聴取（四十三の項1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）並びに法第十六条の二第九項（法第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理（当該同意に係るものに限る。）

- 2 法第十六条の三第四項の規定による通知の受理（1の同意に係るものに限る。）

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。以下同じ。）の施行の前日に改正後の徳島県の事務処理の特例に関する条例第二条第二項の表の上欄に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
次に掲げる条例の規定中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

一 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）附則第三条第一項第四号及び第四項、第十四条、第十六条並びに第十九条

二 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十五号）附則第三項及び第八項

三 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第五十三号）附則第八項

四 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第六十二号）附則第九項

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第六号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第三項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第十四項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第七号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
目次

第一章 関係条例の一部改正（第一条―第十七条）

第二章 経過措置（第十八条―第二十一条）

附則

第一章 関係条例の一部改正

（徳島県吏員恩給条例の一部改正）

第一条 徳島県吏員恩給条例（昭和二十三年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「あつては」を「あつては、」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「その権利は」を「、その権利は、」に改め、同項第二号中「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に改め、同項第三号中「国籍」を「日本の国籍」に改め、同条第二項中「因り禁錮」を「より拘禁刑」に、「消滅する。」を「、消滅する。ただし、」に、「因つて」を「よつて」に、「だけが消滅する。」を「に限り、消滅する。」に改める。

第二十一条中「左に」を「次に」に、「在職年からこれを」を「、在職年から」に改め、同条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「引続いた」を「引き続きた」に改め、同条第四号中「服した」を「復帰した」に改める。

第三十三條の二の見出し中「処刑」を「刑に処せられたこと」に改め、同条中「は、これを受ける」を「を受ける」に、「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「その執行」を「その刑の執行」に、「まで」を「まで」に、「これを停止する。ただし」を「退隠料及び増加退隠料を停止する。ただし」に、「以降は」を「以降は、」に、「刑の執行」を「その刑の執行」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により退隠料及び増加退隠料を停止する期間以外の期間のうち、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用しないとしたならば前項の規定により退隠料及び増加退隠料を停止することとなる期間については、同項の規定にかかわらず、退隠料及び増加退隠料を停止する。

第四十九条の前の見出しを「（扶助料の停止）」に改め、同条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「まで」を「まで」に、「以降は」を「以降は、」に、「から刑」を「からその刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「給する事由の」を「支給する事由が」に、「おいてもこれを」を「ついで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十三條の二第二項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による扶助料の停止について準用する。
第六十三條第一項第二号中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

（土木施設及び工事取締条例の一部改正）

第二条 土木施設及び工事取締条例（昭和二十四年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（徳島県税条例の一部改正）

第三条 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項第三号及び第四号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十一条の三第三項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（徳島県学校職員給与条例の一部改正）

第五条 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第三号及び第四号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十五条の二の二第二項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第六条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第七条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第三号及び第四号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十八条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(金属くず取扱業に関する条例の一部改正)

第八条 金属くず取扱業に関する条例(昭和三十一年徳島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「および」を「及び」に、「届書」を「届出書」に改める。

第十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「売買若しくは交換した」を「売買し、若しくは交換した」に改める。

(徳島県立自然公園条例の一部改正)

第九条 徳島県立自然公園条例(昭和三十三年徳島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(徳島県迷惑行為防止条例の一部改正)

第十条 徳島県迷惑行為防止条例(昭和三十九年徳島県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「徴役」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第二項中「徴役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第十一条 職員の分限に関する条例(昭和四十年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(徳島県青少年健全育成条例等の一部改正)

第十二条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 一 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）第二十四条から第二十七条まで
- 二 徳島県自然環境保全条例（昭和四十七年徳島県条例第四十三号）第三十八条及び第三十九条
- 三 徳島県屋外広告物条例（平成四年徳島県条例第五十二号）第三十二条の二
- 四 徳島県拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成六年徳島県条例第二十四号）第十一条
- 五 河川法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十五号）第十一条
- 六 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第八号）第二十四条
- 七 砂防法施行条例（平成十五年徳島県条例第二十四号）第十七条
- 八 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例（平成十八年徳島県条例第十八号）第五十条及び第五十一条
- 九 徳島県統計調査条例（平成二十一年徳島県条例第十七号）第十七条から第十九条まで
- 十 徳島県暴力団排除条例（平成二十二年徳島県条例第四十号）第二十三条
- 十一 徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）第二十三条及び第二十四条
- 十二 徳島県行政不服審査会設置条例（平成二十七年徳島県条例第六十三号）第七条
- 十三 個人情報報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）附則第七項及び第八項
- 十四 徳島県議会の保有する個人情報報の保護に関する条例（令和四年徳島県条例第五十六号）第五十四条から第五十六条まで
- 十五 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和五年徳島県条例第十六号）第十七条

（徳島県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第十三条 徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第九条第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正）

第十四条 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第十八条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（徳島県生活環境保全条例の一部改正）

第十五条 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
第百四十五条及び第百四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四百四十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四百四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第十六条 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十四年徳島県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「使用してはならない」を「使用すること」に改める。

第二十二條第一項及び第三項中「及び知事監視製品」を削る。

第二十五条から第二十七条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の一部改正)

第十七条 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例(平成二十七年徳島県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第二条第九号」を「第二条第一項第九号」に改める。

第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二章 経過措置

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十八条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例又は規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例若しくは規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第十九条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例又は規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例若しくは規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)(以下「刑法等一部改正法等」という。)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、次に掲げる条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

一 第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十一条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)

二 第五条の規定による改正後の徳島県学校職員給与条例第十五条の二の二第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)

三 第六条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十七条第

四項並びに職員の退職手当に関する条例第十七条第三項

四 第七条の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関する条例第十八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項(第三号に係る部分に限る。)

(経過措置の規則への委任)

第二十一条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第十六条中徳島県薬物の濫用の防止に関する条例第十九条第七号並びに第二十二条第一項及び第三項の改正規定並びに第十七条中障がいのある人も暮らしやすい徳島づくり条例第二十六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第八号

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例（昭和四十三年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表阿南工業用水道の項中「一六円」を「一八円」に、「三二円」を「三六円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に供給する工業用水に係る料金について適用し、同日前に供給した工業用水に係る料金については、なお従前の例による。

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第九号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県立中央病院の項中

六〇床

を

四〇床

に、「四六〇床」を「四四〇床」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の三第三項及び第五十三条の十五第二項中「運転免許証」の下に「（同法第八十四条第一項の運転免許を現に受けていることを証明するに足りる書類又は電磁的記録を含む。）を加える。

附則第十項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第十九項中「附則第十二条の二の十第一項」を「附則第十二条の二の十」に改める。

附則第二十項第二号中「附則第十二条の二の十第二項」を「附則第十二条の三第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十三条の三第三項及び第五十三条の十五第二項の改正規定は令和七年三月二十四日から、附則第十九項及び第二十項第二号の改正規定は同年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳 島 県 知 事
後 藤 田 正 純

徳島県条例第十一号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十四の項を削り、十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項の次に次の一項を加える。

十一 徳島県心身障害者扶養共済制度条例による掛金の額の減額に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一中十五の項を削り、十六の項を十五の項とし、十七の項及び十八の項を削り、十九の項を十六の項とする。

別表第二中五の項から七の項までを削り、八の項を五の項とし、九の項を六の項とし、十の項を七の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号」を「別表第三の上欄」に、「それぞれ当該各号に定める」を「同表の下欄に掲げる」に改め、「であつて規則で定めるもの」を削り、同条各号を削る。

別表第一中「（第二条、第三条関係）」を「（第二条関係）」に改め、同表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を削り、四の項を二の項とし、同表の五の項中「専修学校」の下に「（高等課程を置くものに限る。以下同じ。）」を加え、同項を同表の三の項とし、同表中六の項及び七の項を削り、八の項を四の項とし、九の項を五の項とし、十の項を六の項とし、十一の項から十三の項までを削る。

別表第二の一の項を削り、同表の二の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を加え、同項を同表の一の項とし、同表の三の項中「就学支援金」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同表の二の項とし、同表の四の項から八の項までを削り、同表の次に次の一表を加える。

別表第三（第三条関係）

学 校	事 務
一 私立の高等学校	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

	の
二 県内の市立の高等学校	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
三 私立の高等学校	私立の高等学校等（専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
四 県内の市立の高等学校又は国立の高等専門学校	国立又は公立の高等学校等（専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
五 県内の私立の中学校、高等学校又は専修学校	私立の中学校、高等学校又は専修学校の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
六 県内の私立の小学校又は中学校	私立の小学校の児童又は中学校の生徒の保護者等に対するその児童又は生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
七 県内の中学校、高等学校、国立の高等専門学校又は専修学校（中学校及び高等学校にあつては、県立のものを除く。）	徳島県奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第十三号

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。
第八十三条第二項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十四号

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られている」を「講じられている」に改める。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十三条第一項第二号中「及び特定事業に供する施設（以下この節において「特定事業場」という。）の位置」を「の所在地」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同項第十一号中「措置」の下に「（申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難である場合にあつては、その旨）」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同条第二項中「堆積を」を「堆積を」に、「一時堆積事業」を「一時堆積事業」に改め、同項第一号中「、第八号及び第十一号」を「及び第八号」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「一時堆積事業」を「一時堆積事業」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置

第六十三条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第六十四条中「保全及び住民の生活の安全の確保上」を「保全上」に、「及び住民の生活の安全の確保の」を「の」に改める。

第六十五条第一項第三号を削り、同項第四号中「図られていること」を「講じられていること」（当該申請に係る特定事業の性質上当該措置を講ずることが困難であると知事が認める場合を除く。）に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号イ中「若しくは第三項又は第七十六条第二項」を「又は第三項」に改め、同号口中「第七十六条第一項」を「第七十六条（第七号に係る部分を除く。）」に、「含む。」を「含む。」に改め、同号口ただし書を削り、

同号を同項第四号とし、同条第二項第三号を削り、同項第四号中「図られている」を「講じられている」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「前項第六号イ」を「前項第四号イ」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項を削る。

第六十六条中「保全し、又は住民の生活の安全を確保する」を「保全する」に改める。

第七十二条第一項中「ただし」の下に「第六十五条第一項第三号の規定により当該特定事業区域内の浸透水を採用するために必要な措置を講ずることが困難であると知事が認めるとき又は」を加える。

第七十三条第一項中「特定事業場」を「特定事業区域又はその周辺」に改める。

第七十四条第二項中「並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生」を削り、同条第四項中「並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうか」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第七十六条第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十一条第二項」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 第六十五条第一項第四号イからハまでのいずれかに該当するに至ったとき。

第七十六条第一項第七号中「第六十五条第一項第六号イ」を「第六十五条第一項第四号イ」に、「又は第二項第六号」を「のいずれか」に改め、同項第八号及び同条第二項を削る。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第七十八条第一項中「保全又は生活の安全の確保上」を「保全上」に改め、同条第二項中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に改め、同条第三項中「第七十六条第一項」を「第七十六条」に、「保全又は生活の安全の確保上」を「保全上」に改める。

第四百四十五条第一号中「、第六十一条第二項、第七十六条第一項又は第七十七条第一項若しくは第二項」を「又は第七十六条」に改める。

第五百十条第一号中「第六項」を「第五項」に改める。

別表第七第十三号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表第十七その一の表六価クロム化合物の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改め、同その一の表トリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表その二の表大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個）の項を次のように改める。

大腸菌数

（単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位）

日間平均八〇〇

別表第十七その二の表の備考1中「K〇一〇二の三九・一又は三九・二」を「K〇一〇二一の二の二〇・五又は一〇・六」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第十七その二の表の備考1の改正規定 公布の日

二 別表第七第十三号の改正規定、別表第十七その一の表の改正規定及び同表その二の表の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五項及び第六項 令和七年四月一日

(土砂等の埋立て等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた徳島県生活環境保全条例第六十二条第一項の許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 次に掲げる特定事業（徳島県生活環境保全条例第十五号に規定する特定事業をいう。以下同じ。）のうち、施行日以後に宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたもの以外のものについての改正前の徳島県生活環境保全条例（以下「改正前の条例」という。）第二条第十四号及び第二章第五節の規定の適用については、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に徳島県生活環境保全条例第六十二条第一項の許可を受けている特定事業

二 前項に規定する徳島県生活環境保全条例第六十二条第一項の許可の申請に係る特定事業であつて、同項の許可を受けたもの

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第六十一条第二項の規定による命令については、なお従前の例による。

(排水の規制基準に関する経過措置)

5 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の際現に設置されている徳島県生活環境保全条例第二十一条の汚水等排出施設（設置の工事がされている施設を含む。）を設置する工場又は事業場から同条第十号の公共用水域に排出される水の六価クロム化合物物についての同条例第三十八条第一項の排水の規制基準は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から六月間は、改正後の徳島県生活環境保全条例別表第十七その一の表六価クロム化合物物の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例（附則第一項第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

とくしまこども未来会議設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十五号

とくしまこども未来会議設置条例の一部を改正する条例

とくしまこども未来会議設置条例（令和六年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「知事の諮問に応じ、」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第八条第一項本文及び第二項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関が調査審議することとされた事項

第一条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第四条第五項の規定により地方公共団体が行うこととされた事項

四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定により幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関が調査審議することとされた事項

五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項各号に掲げる事務に関する事項

第一条第二項を削る。

第六条を第七条とする。

第五条第二項中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同条第三項中「置き、会長の指名する委員がこれに当たる」を「置く」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 部会長及び副部会長は、会議の定めるところにより、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定め、又は部会に属する委員及び臨時委員の中から会長が指名する。

第五条に次の一項を加える。

7 会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって会議の決議とすることができる。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(臨時委員)

第五条 会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定(徳島県青少年健全育成条例(昭和四十年徳島県条例第三十一号)第十九条の改正規定に限る。)は、同年十二月一日から施行する。

(徳島県青少年健全育成条例の一部改正)

2 徳島県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二 青少年の健全な育成に関する基本計画(第四条の五)」を削る。

第一条中「基本計画の策定及び」を削る。

第一章の二を削る。

第十九条中「三十人」を「十二人」に改める。

(徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正)

3 徳島県社会福祉審議会設置条例(平成十二年徳島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)

第二十五条及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第四項」及び「第六条第一項を除き、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同項を同条第二項とする。

第二条中「四十人」を「二十六人」に改める。

第六条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第三項から第六項」を「第二項から第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七条第二項中「前条第二項から第七項」を「前条第一項から第六項」に改める。

(徳島県子どもはぐくみ条例の一部改正)

4 徳島県子どもはぐくみ条例(平成二十五年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

目次及び第二章の章名中「及び実施計画」を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

附則第三項を削る。

徳島県青少年健全育成条例及び徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十六号

徳島県青少年健全育成条例及び徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に改める。

- 一 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）第十五条の二第三項
- 二 徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（平成二十七年徳島県条例第三十二号）第二条第五号

附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第十七号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準）

第一条の二 法第十二条の四第二項の規定により条例で定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準については、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準の例による。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第十八号

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第七条第一項第二号中「一年六月」を「二年六月」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年三月一日以後に大学を卒業した者に係る医師修学資金について適用し、同日前に大学を卒業した者に係る医師修学資金については、なお従前の例による。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。
第十条第一号中「自立訓練」の下に「、就労選択支援」を加える。

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

徳島県手話言語条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十号

徳島県手話言語条例

手及び指の動き、表情、体の動き等により意思を視覚的に表現する手話は、独自の文法を有する一つの言語であり、これを母語とするろう者の間で大切に守られ、培われ、そして発展してきた。

しかし、かつて、我が国においては、聴覚を活用し、発音及び発声の訓練を行う聴覚口話法がろう教育に導入され、ろう学校において手話の使用が禁止される等、手話を学び、自由に使用する権利が制限された時代があった。長年にわたり、手話は言語として認められることはなく、手話に対する偏見及び差別により、手話を母語とし、これを受け継いできたろう者の尊厳は著しく傷つけられてきたのである。

このような状況の中で、平成十八年十二月に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定められるとともに、平成二十三年には我が国において、障害者基本法に「言語（手話を含む。）」との規定が設けられ、ようやく手話は言語であるとの認識が広がりを見せ始めた。しかしながら、ろう者が言語として手話を使用していること、そしてその手話を使用した意思疎通を手話通訳が支えていることに対する県民の理解は、いまだ十分であるとはいえず、こうした手話に対する県民の理解を深め、ろう者が言語としての手話を自由に使用して日常生活及び社会生活を営むことができるようにするためには、これまで以上に手話を使用しやすい環境の整備を進めていかなければならない。

聞こえる人が音声言語によってそうするように、ろう者は、手話によって物事を考え、相互に思いを伝え合うことで、豊かな人間性を育み、文化を創造する。言語としての手話は、ろう者にとって、生き生きとした豊かな生活を送るために欠くことのできないものであり、正に命そのものである。

ここに、手話を言語として明確に位置付け、ろう者のみならず手話を必要とする誰もが、言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を使い、手話を守ることができる環境を整備することにより、ろう者とうる者以外の者との互いに理解し、尊重し合いながら安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、事業者及びろう者等の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって手話を使用して意思疎通を行う権利が尊重され、ろう者とりろう者以外の者との相互に理解し、尊重し合いながら安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ろう者 聴覚に障がいのある者のうち、手話（触手話（手話を行っている者の手に触れることにより意思疎通を図る方法をいう。）を含む。以下同じ。）を使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。

二 ろう者等 ろう者及び手話通訳者並びにこれらの者の団体をいう。

(基本理念)

第三条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を有する一つの言語であるとの認識の下、ろう者とりろう者以外の者との相互に人格及び個性を尊重し合い、並びにろう者のみならず手話が必要とする者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に手話を使用して参画する機会が確保される共生社会の実現を旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、手話が必要とする者が手話を使用しやすい環境の整備を図るものとする。

2 県は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策の実施に当たっては、市町村その他の関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、県が実施する手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者等の役割)

第七条 ろう者等は、基本理念に対する県民の理解を増進するため、言語としての手話に関する普及啓発を行うよう努めるものとする。

(徳島県障がい者施策基本計画)

第八条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定に基づく徳島県障がい者施策基本計画において、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策について定めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第九条 県は、県民の手話を学ぶ機会の確保を図るため、市町村、ろう者等その他の関係者と連携して必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県の職員に対し、手話を学ぶ機会を確保するものとする。

(学校における手話の普及)

第十条 県は、ろう者である幼児、児童、生徒又は学生（以下「ろう児等」という。）が手話で学び、及び手話を学ぶことができるよう、ろう児等が通学する学校の教職員が手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児等、その保護者等に対する手話を学ぶ機会の提供、教育に関する相談体制の整備その他のろう児等が学校生活を送る上で必要となる手話に関する支援のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、学校における手話の普及に関する取組を促進するため、学校に対し、学校教育において利用することができる手話に関する資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援)

第十一条 県は、事業者による手話の使用に配慮したサービスの提供及び手話を使用しやすい職場環境の整備に関する取組を促進するため、これらの取組を行う事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究への協力)

第十二条 県は、ろう者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十三条 県は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第二十一号

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例の一部を改正する条例

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例（令和二年徳島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 3 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十二号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

八十四 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事（地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域（農林水産大臣の所管に属するものに限る。）をいう。以下同じ。）又は地域森林計画対象民有林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項に規定する地域森林計画の対象となつてゐる民有林（面積が一万平方米メートルを超えるものに限る。）をいう。以下同じ。）においてされるものに限る。八十五の項及び八十六の項において同じ。）の許可の申請に対する審査

盛土又は切土（以下「盛土等」という。）をする土地の面積が五百平方メートル以内のときは一万五千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以内のときは二万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のときは三万七千円、二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のときは五万六千円、三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のときは七万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは九万四千円、一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のときは十四万円、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは二十三万円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは三十六万円、七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のときは五十二万円、十万平方メートルを超えるとときは六

八十五 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十五条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

八十六 宅地造成及び特定盛土等規制法第十八条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十七条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事に係る中間検査

八十七 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく土石の堆積に関する工事（地すべり防止区域又は地域森林計画対象民有林においてされるものに限る。八十八の項において同じ。）の許可の申請に対する審査

十八万円

変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が六十八万円を超えるときは、その手数料の額は、六十八万円とする。

イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（口のみに該当する場合を除く。）については、盛土等をする土地の面積（口に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土等をする土地の面積、盛土等をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土等をする土地の面積）に応じ八十四の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

ロ 新たな土地の盛土等をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される盛土等をする土地の面積に応じ八十四の項に規定する額

ハ その他の変更については、一万円

盛土等をする土地の面積が二万平方メートル以内のときは五千円、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは一万円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは二万円、七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のときは三万五千円、十万平方メートルを超えるときは五万円

土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートル以内のときは一万円、五百平方メートルを超え千平方メートル以内のときは一万三千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のときは一万六千円、二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のときは一万九千円、三千平方メー

八十八 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

八十九 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八十八条の規定に基づく宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面（地すべり防止区域又は地域森林計画対象民有林においてされる工事に関するものに限る。）の交付の申

トルを超え五千平方メートル以内のときは二万八千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは三万千円、一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のときは三万八千円、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは五万二千円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは七万二千円、七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のときは十万八千円、十万平方メートルを超えるときは十三万円

変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が十三万円を超えるときは、その手数料の額は、十三万円とする。

イ 土石の堆積に関する工事の計画の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ八十七の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

ロ 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ八十七の項に規定する額

ハ その他の変更については、一万円

四百円（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものの以外の証明書の交付の申請に対する審査にあつては、四百十円）

請に対する審査

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第二十三号

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県農林水産業未来創造基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十四号

徳島県農林水産業未来創造基金条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産業未来創造基金条例（平成二十八年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

徳島県農林水産業未来投資基金条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 人口の減少に伴う農林水産業者の減少、気候の変動その他の農林水産業をめぐる情勢の変化に対応し、良質な農林水産物が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、県民一人一人がこれ入手できる状態を確保するため、意欲ある農林水産業者が行うその経営の強化につながる取組を支援することにより、農林水産業の生産力を増進し、もって未来に承継することができる農林水産業を実現する事業に要する経費に充てるため、徳島県農林水産業未来投資基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正前の徳島県農林水産業未来創造基金条例による徳島県農林水産業未来創造基金は、改正後の徳島県農林水産業未来投資基金条例による徳島県農林水産業未来投資基金とみなす。

徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十五号

徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例

徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「航路及び」を「航路、」に、「を除く。」を「及び第十八条の指定管理漁港施設を除く。」を「に改める。

第九条の二第一項第一号中「限る」を「限り、第十八条の指定管理漁港施設を除く」に改める。

第十条第一項中「甲種漁港施設」を「第八条若しくは第九条の三第二項の規定による届出をし、又は第九条第一項若しくは第九条の二第一項の規定による許可を受けて、甲種漁港施設」に改める。

第二十一条を第三十条とし、第二十条を第二十九条とし、第十九条の前の見出しを削り、同条を第二十八条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、第十八条を第二十七条とし、第十七条の次に次の九条を加える。

（指定管理者による管理）

第十八条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に甲種漁港施設のうち次の表に掲げる漁港施設（以下「指定管理漁港施設」という。）の管理を行わせるものとする。

漁港の名称	漁港施設の種類
椿泊漁港	荷さばき所

（指定管理者が行う業務）

第十九条 指定管理者は、次の業務を行うものとする。

- 一 指定管理漁港施設の運営に関する業務（指定管理漁港施設の管理に関する業務と一体として行うものに限る。）
- 二 指定管理漁港施設の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
- 三 第二十一条第一項に規定する利用の許可に関する業務
- 四 第二十五条第一項に規定する利用料金に関する業務
- 五 その他指定管理漁港施設の管理に関し知事が必要と認める業務

（供用しない日及び供用時間）

第二十条 指定管理漁港施設を供用しない日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に指定管理漁港施設を利用させず、又は当該供用しない日に指定管理漁港施設を利用させることができる。

2 指定管理漁港施設の供用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、当該供用時間を臨時に変更することができる。

（利用の許可）

第二十一条 指定管理漁港施設の別表第三に掲げる施設（以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。

2 指定管理者は、指定管理漁港施設の管理上必要な範囲内で、利用の許可に条件を付することができる。

3 利用の許可の期間は、一年を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可の制限）

第二十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 三 その他指定管理漁港施設の管理上支障があると認められるとき。

（利用の許可の取消し等）

第二十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可を取り消し、当該利用の許可に付した条件を変更し、又は利用施設の利用の中止を命ずることができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

二 利用の許可を受けた者が利用の許可に付した条件に違反したとき。

三 利用の許可を受けた者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

四 利用の許可を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 指定管理者は、利用の許可を受けた者が前項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(指定管理漁港施設への立入りの禁止等)

第二十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定管理漁港施設への立入りを禁止し、又は指定管理漁港施設からの退去を命ずることができる。

一 泥酔者及び伝染性の疾病にかかっていると認められる者

二 前号に規定する者のほか、指定管理漁港施設内における秩序を乱し、若しくは安全をおびやかす行為又はそのおそれのある行為をする者

三 その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者

(利用料金)

第二十五条 利用の許可を受けた者は、利用施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第三に掲げる基準額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を告示するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等の際の措置)

第二十六条 地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により、知事が第十八条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて第十九条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなつた業務は、知事が行うものとする。ただし、当該業務が同条第四号の業務である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合にあつては、利用の許可を受けた者に対して、使用料を徴収する。

3 前条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の使用料について準用する。この場合において、同条第二項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて」とあるのは「知事が」と、同条第三項中「承認をした」とあるのは「使用料の額を定めた」と、同条第五項中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて」とあるのは「知事は、あらかじめ」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第二十一条、第二十五条関係）

区 分		単 位	基 準 額
荷さばき場		一日	水産物の販売金額の合計額に百分の十を乗じて得た額に相当する額
冷蔵庫	一区画一月	一八、〇〇〇円	
冷凍庫	一区画一月	一八、〇〇〇円	
急速冷凍庫	一時間	一、三〇〇円	
会議室	午前	一五、〇〇〇円	
	午後	一八、〇〇〇円	

注 1 この表中「一日」とは、第二十条第二項に規定する供用時間の開始時刻から終了時刻までの間をいう。

2 この表中「一区画」の面積は、二・四二平方メートルとする。

3 この表中単位を時間又は月で定めたもので利用の時間又は期間（以下「利用時間等」という。）が一時間又は一月に満たないものは、それぞれ一時間又は一月とし、利用時間等に一時間又は一月未満の端数を生じた場合は、その端数をそれぞれ一時間又は一月として計算する。

4 この表中「午前」とは午前九時から正午までの間を、「午後」とは午後一時から午後五時までの間をいう。

5 会議室を午前から午後まで引き続き利用する場合の基準額は、三万円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第十八条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により施行日前において指定管理者に改正後の第十八条の指定管理漁港施設の管理を行わせる場合には、改正後の第二十一条第一項の利用の許

可（施行日以後の利用に係るものに限る。）、改正後の第二十五条第二項の規定による利用料金の額の承認及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一の三十三の五の項を次のように改める。

三十三の五 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三
条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（三十三の七の項において「計画」とい
う。）の認定の申請に対する審査

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一
項第一号に掲げる基準について登録住宅性能評価機関
又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法
律（平成二十七年法律第五十三号）第十四条第一項に
規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（三
十三の十三の項において「登録建築物エネルギー消費
性能判定機関」という。）がその適合を証する書類（三
十三の七の項において「適合証」という。）の添付が
ある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定め
る金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合に
あつては、イにより算定した額とロにより算定した額
との合計額）

イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定

める省令（平成二十八年^{経済産業省}国土交通省^{国土交通省}令第一号。以下この項において「基準省令」という。）第一条第二項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）

(1) 一戸建ての住宅（同一の棟に非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分）をいう。以下同じ。）を含むものを除く。以下同じ。） 五千円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅 申請に係る住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは一万円、三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万二千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは四万八千円、五千平方メートルを超え八万五千円

ロ 非住宅部分 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは一万円、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは一万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは八万五千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十三万四千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは十六万九千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十一万千円、五万平方メートルを超えるときは二十四万五千円

2 その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次

に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）

イ 住宅部分

(1) 一戸建ての住宅

- (イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号ロの基準（以下この項において「誘導仕様基準」という。）による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合を除く。） 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは一万八千円、二百平方メートルを超えるときは二万円
- (ロ) 誘導仕様基準による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合に限る。） 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは二万七千円、二百平方メートルを超えるときは三万円

- (ハ) その他の場合 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは三万六千円、二百平方メートルを超えるときは四万円
- (2) 一戸建ての住宅以外の住宅

- (イ) 誘導仕様基準による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合を除く。） 申請に係る住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは三万五千円、三百平方メートルを超
-

え二千平方メートル以下のときは六万円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは十万九千円、五千平方メートルを超えるときは十六万四千円

(ロ) 誘導仕様基準による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合に限る。） 申請に係る住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは五万四千円、三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは九万円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは十五万七千円、五千平方メートルを超えるときは二十三万円

(ハ) その他の場合 申請に係る住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは七万三千円、三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十二万千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十万七千円、五千平方メートルを超えるときは二十九万六千円

ロ 非住宅部分

(1) 申請に係る建築物の用途が基準省令第一条第一項第一号ロに定める基準において工場モデルが適用される用途のみである場合

(イ) 基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準による場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは二万

円、三百平方メートルを超え千平方メートル以下、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは二万八千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三万九千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは十万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十五万円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは十八万七千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十三万三千円、五万平方メートルを超えるとときは二十六万円

(ロ) その他の場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは二万四千円、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万二千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万五千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは十万七千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十五万九千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは十九万六千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万二千円、五万平方メートルを超えるとときは二十六万六千円

(2) その他の場合

(イ) 基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める

基準による場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは九万二千円、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十一万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十五万四千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十四万九千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十二万五千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは三十九万円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十五万八千円、五万平方メートルを超えるときは五十一万二千円

(ロ) その他の場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは二十四万円、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三十万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三十八万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは五十五万三千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは六十八万二千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは八十万六千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは九十一万九千円、五万平方メートルを超えるときは百一万円

別表第一の三十三の七の項から三十三の九の項までを次のように改める。

三十三の七 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査

三十三の八 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項から三十三の十二の項までにおいて「計画」という。）の提出に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号に掲げる基準に係る変更を要しない場合 五千円

2 変更後の計画に係る適合証の添付がある場合（1に掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 一戸建ての住宅 五千円

ロ その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の五の項下欄1（イ(1)を除く。以下この項において同じ。）に規定する床面積の合計とみなして同1により算定した額

3 その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の五の項下欄2に規定する床面積の合計とみなして同2により算定した額次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあつては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）

イ 住宅部分 三十三の五の項下欄2イ中「第二条第一号ロの基準」とあるのは「第二条第一号イ又はロの基準」と、「誘導仕様基準」とあるのは「誘導仕様基準等」と読み替えて同2イにより算定した額

三十三の九 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項の規定に基づき変更後の計画の提出に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定

ロ 非住宅部分 三十三の五の項下欄２口中「第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準」とあるのは「第一条第一項第一号ロに定める基準」と読み替えて同２ロにより算定した額

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあつては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）

イ 住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の五の項下欄２イに規定する床面積の合計とみなして、同イ中「第二条第一号ロの基準」とあるのは「第二条第一号イ又はロの基準」と、「誘導仕様基準」とあるのは「誘導仕様基準等」と読み替えて同２イにより算定した額

ロ 非住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の五の項下欄２ロに規定する床面積の合計とみなして、同ロ中「第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準」とあるのは「第一条第一項第一号ロに定める基準」と読み替えて同２ロにより算定した額

別表第一の三十三の十の項中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、「機関」の下に「の長」を加え、同表の三十三の十二の項中「（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条」を「第十三条」に改め、同表の三十三の十三の項を次のように改める。

三十三の十三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第一項の規定

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（三十三の十五の項において「計画」という。）の認定の申請に対する審査

別表第一の三十三の十四の項中「第三十五条第二項（同法第三十六条第二項）を「第三十条第二項（同法第三十一条第二項）」に改め、同表の三十三の十五の項を次のように改める。

三十三の十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査

第三十条第一項第一号に掲げる基準について登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその適合を証する書類（三十三の十五の項において「適合証」という。）の添付がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する区分のいずれにも該当する場合にあっては、(1)により算定した額と(2)により算定した額と口 非住宅部分 三十三の五の項下欄1口により算定した額 2 その他の場合 三十三の五の項下欄2により算定した額	第三十条第一項第一号に掲げる基準について登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその適合を証する書類（三十三の十五の項において「適合証」という。）の添付がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額） イ 住宅部分 三十三の五の項下欄1イにより算定した額 ロ 非住宅部分 三十三の五の項下欄1ロにより算定した額 2 その他の場合 三十三の五の項下欄2により算定した額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準に係る変更を要しない場合 五千円 2 変更後の計画に係る適合証の添付がある場合（1に掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 一戸建ての住宅 五千円 ロ その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、(1)により算定した額と(2)により算定した額と	

り算定した額との合計額)

(1) 住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)を三十三の五の項下欄1イ(1)を除く。以下この項において同じ。)に規定する床面積の合計とみなして同1イにより算定した額

(2) 非住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)を三十三の五の項下欄1ロに規定する床面積の合計とみなして同1ロにより算定した額

3 その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)を三十三の五の項下欄2に規定する床面積の合計とみなして同2により算定した額

別表第一の三十三の十六の項を削り、同表の三十三の十七の項中「三十三の十八の項」を「三十三の十七の項」に、「三十三の十九の項」を「三十三の十八の項」に、「第三十六条第一項」を「第九十一条」に、「指定登録機関」を「マンション管理適正化推進センター」に改め、同項を同表の三十三の十六の項とし、同表中三十三の十八の項を三十三の十七の項とし、三十三の十九の項を三十三の十八の項とし、同表の三十九の項を次のように改める。

三十九 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六十一条(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額(次に掲げる区分のうち二以上の区分に該当する場合にあつては、該当する区分ごとに算定した額の合計額)

イ 建築物を建築する場合(ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。)であつて、当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のときは五千円、

三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは九千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは一万四千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万九千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万四千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万八千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十四万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万円、五万平方メートルを超えるときは四十六万円。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号に該当するもの（同項第二号又は第三号に該当するもの及び同法第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるものを除く。以下「仕様基準適用要確認特定建築行為」という。）を行う場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算する。

(1) 一戸建ての住宅 仕様基準適用要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは七千円、二百平方メートルを超えるときは八千円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅 仕様基準適用要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは一万七千円、三百平方メートル

ルを超え二千平方メートル以下のときは二万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは四万四千円、五千平方メートルを超えると
きは六万千円

ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額。ただし、イただし書による加算は、建築物エネルギー消費性能基準に係る変更（建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の二第一項に定める軽微な変更を除く。）を伴う場合にのみ適用する。

ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（二に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

別表第一の四十八の二の項を次のように改める。

四十八の二 建築基準法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む）

三十九の項下欄イ中「建築物のエネルギー消費性能の向

む。)の規定に基づく国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

別表第一の四十八の四の項及び四十八の五の項を次のように改める。

四十八の四 建築基準法第八十七条の四において準用する同法第十八条第二項の規定に基づく国の機関の長等による建築設備の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

四十八の五 建築基準法第八十八条第一項又は第二項において準用する同法第十八条第二項の規定に基づく国の機関の長等による工作物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

別表第一の四十八の七の項中「一万三千円（小荷物専用昇降機については、八千円）」を「四十四の項下欄に規定する金額」に改め、同表の九十の項の次に次のように加える。
項中「九千円」を「四十五の項下欄に規定する金額」に改め、同表の九十の項の次に次のように加える。

九十の二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事（地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域（農林水産大臣の所管に属するものに限る。）をいう。以下同じ。）又は地域森林計画対象民有林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林（面積が一万平方メートルを超えるものに限る。）をいう。以下同じ。）においてされるものを除く。九十の三の項及び九十の四の項において同じ。）の許可の申請に対する審査

上等に関する法律第十一条第一項」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第二項」と、「要確認特定建築行為」とあるのは「要通知特定建築行為」と、同欄口及び二中「確認」とあるのは「確認済証の交付」と読み替えて、同欄により算定した額

四十一の項下欄に規定する金額。ただし、同欄2中「確認」とあるのは、「確認済証の交付」と読み替えるものとする。
四十二の項下欄に規定する金額。ただし、同欄2中「確認」とあるのは、「確認済証の交付」と読み替えるものとする。

盛土又は切土（以下「盛土等」という。）をする土地の面積が五百平方メートル以内のときは一万五千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以内のときは二万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のときは三万七千円、二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のときは五万六千円、三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のときは七万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは九万四千円、一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のときは十

九十の三 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十五条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

九十の四 宅地造成及び特定盛土等規制法第十八条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十七条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事に係る中間検査

九十の五 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく

四万円、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは二十三万円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは三十六万円、七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のときは五十二万円、十万平方メートルを超えるときは六十八万円
変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。
ただし、その額が六十八万円を超えるときは、その手数料の額は、六十八万円とする。

イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（口のみに該当する場合を除く。）については、盛土等をする土地の面積（口に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土等をする土地の面積、盛土等をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土等をする土地の面積）に応じ九十の二の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

ロ 新たな土地の盛土等をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される盛土等をする土地の面積に応じ九十の二の項に規定する額

ハ その他の変更については、一万円

盛土等をする土地の面積が二万平方メートル以内のときは五千元、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは一万円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは二万円、七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のときは三万五千元、十万平方メートルを超えるときは五万円

土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートル以内の

く土石の堆積に関する工事（地すべり防止区域又は地域森林計画対象民有林においてされるものを除く。九十の六の項において同じ。）の許可の申請に対する審査

九十の六 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

ときは一万千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以内のときは一万三千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のときは一万六千円、二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のときは一万九千円、三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のときは二万八千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは三万千円、一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のときは三万八千円、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは五万二千円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは七万二千円、七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のときは十万八千円、十万平方メートルを超えるときは十三万円

変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が十三万円を超えるときは、その手数料の額は、十三万円とする。

イ 土石の堆積に関する工事の計画の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ九十の五の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

ロ 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ九十の五の項に規定す

る額

ハ その他の変更については、一万円

別表第一の九十一の項中「三万三千元」の下に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）」を加え、同表の九十二の項中「三万三千元」の下に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）」を加え、同表の百の項中「又は」を「、」に、「の規定」を「又は宅地造成及び特定盛土等規制法の規定」に改め、「関する証明書の交付の申請に対する審査」の下に「（同法の規定によるものにあつては、地すべり防止区域及び地域森林計画対象民有林においてされる工事に係るものを除く。）」を加え、同表の備考第五号中「第三十四条第三項各号」を「第二十九条第三項各号」に改める。

第二条 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の五の項中「用途」の下に「（四十三の項及び四十六の項において「工場モデル用途」という。）」を加え、同表の三十九の項を次のように改める。

三十九 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請に対する審査

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のうち二以上の区分に該当する場合にあつては、該当する区分ごとに算定した額の合計額）

イ 建築物を建築する場合（ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。）であつて、当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のときは七千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは一万二千元、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは二万千元、二百平方メートルを超え三百平方メートル以下のときは三万千元、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは六万六千元、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十一万九千元、二千平方メートルを超え一万平方メートル

ル以下のときは二十二万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは三十三万三千円、五万平方メートルを超えるときは五十八万円。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定める金額を加算する。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号に該当するもの（同項第二号又は第三号に該当するもの及び同法第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるものを除く。以下「仕様基準適用要確認特定建築行為」という。）を行う場合

(イ) 一戸建ての住宅 仕様基準適用要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは七千円、二百平方メートルを超えるときは八千円

(ロ) 一戸建ての住宅以外の住宅 仕様基準適用要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは一万七千円、三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは四万四千円、五千平方メートルを超えるときは六万千円

(2) 建築基準法第六条の三第一項ただし書の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に

適合するかどうかの審査（以下この項において「特定構造計算基準等審査」という。）を行う場合であつて、特定構造計算基準等審査に係る部分の床面積の合計が千平方メートル以下のときは十三万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十八万三千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは二十万八千円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十七万七千円、五万平方メートルを超えるときは五十万八千円（同一敷地内に二以上の特定構造計算基準等審査に係る建築物（同法第二十条第二項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあっては、当該建築物の部分。以下この項において同じ。）がある場合は、それぞれの建築物につき算定した額の合計額）

ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額。ただし、イただし書(1)による加算は建築物エネルギー消費性能基準に係る変更（建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の二第一項に定める軽微な変更（以下この項において「軽微な変更」という。）を除く。）を伴う場合にのみ適用し、イただし書(2)による加算は特定構造計算基準等審査に係る変

更（軽微な変更を除く。）を伴う場合にのみ適用する。

ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（二に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

別表第一の四十一の項中「九千円」を「一万四千円」に、「四千円」を「七千円」に、「五千円」を「八千円」に、「三千円」を「五千円」に改め、同表の四十二の項中「八千円」を「一万千円」に、「四千円」を「六千円」に改め、同表の四十三の項中「一万円」を「一万四千円」に、「一万二千円」を「一万八千円」に、「二万六千円」を「二万九千円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「二万二千円」を「三万七千円」に、「三万六千円」を「四万六千円」に、「五万円」を「六万千円」に、「十二万円」を「十一万九千円」に、「十九万円」を「二十万三千円」に、「三十八万円」を「四十三万六千円」。

ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為が完了した場合（当該要確認特定建築行為に係る全ての建築物の用途が住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第六条第七項に規定する検査報告書又はその写しを添付するものに限る。以下この項及び四十六の項において同じ。）又は工場モデル用途である場合を除く。）は、当該要確認特定建築行為に係る部分の床面積（住宅及び工場モデル用途の部分の床面積を除く。）が三十平方メートル以下のときは三千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは四千元、百平方メートルを超え三百平方メートル以下のときは六千元、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは一万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは一万七千元、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは六万八千元、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは十一万五千元、五万平方メートルを超え二十万八千円を加算する。」に、「場合には」を「場合は」に改め、同表の四十四の項中「一万三千円」を「一万七千円」に、「八千円」を「一万千円」に改め、同表の四十五の項中「九千円」を「一万二千円」に改め、同表の四十六の項中「一万円」を「一万四千円」に、「一万千円」を「一万七千円」に、「一万五千円」を「二万八千円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「二万千円」を「三万五千円」に、「三万五千円」を「四万三千円」に、「四万七千円」を「五万七千円」に、「十八万円」を「十九万四千円」に、「三十七万円」を「四十

二万六千円。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為が完了した場合（当該要確認特定建築行為に係る全ての建築物の用途が住宅又は工場モデル用途である場合を除く。）は、四十三の項下欄「ただし書により算定した額を加算する。」に改め、同表の四十七の項中「九千円」を「一万四千円」に、「一万千円」を「二万円」に、「一万五千円」を「三万円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「二万円」を「三万二千円」に、「三万三千円」を「三万七千円」に、「四万五千円」を「四万六千円」に、「十万円」を「九万四千円」に、「十六万円」を「十四万七千円」に、「三十三万円」を「三十万三千円」に改め、同表の四十八の二の項中「三十九の項下欄イ」を「三十九の項下欄イ(1)」に、「同欄ロ」を「同イ(2)中「第六条の第三項ただし書」とあるのは「第十八条第五項ただし書」と、同欄ロ」に改め、同表の四十八の六の項中「四十三の項下欄」を「四十三の項下欄1中「第十一条第一項」とあるのは「第十二条第二項」と、「要確認特定建築行為」とあるのは「要通知特定建築行為」と読み替えて、同欄」に改め、同表の四十八の九の項中「四十六の項下欄」の下に「中「第十一条第一項」とあるのは「第十二条第二項」と、「要確認特定建築行為」とあるのは「要通知特定建築行為」と読み替えて、同欄」を加え、同表の八十一の項中「一万七千円」を「二万四千円」に改め、同表の八十二の項中「一万二千円」を「二万四千円」に改め、同項の次に次のように加える。

八十二の二 建築士法第二十三条の五第一項の規定に基づく変更の届出に伴う登録

三千百円

別表第一の備考第三号中「（平成十二年建設省令第二十号）」を削る。

別表第二の三の項中「及び八十二の項」を「から八十二の二の項まで」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県県土整備関係手数料条例別表第一の九十の項の次に次のように加える改正規定及び同表の百の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定は同年七月一日から施行する。

2 第一条の規定（徳島県県土整備関係手数料条例別表第一の九十の項の次に次のように加える改正規定を除く。）による改正後の徳島県県土整備関係手数料条例（以下「第一条改正後条例」という。）別表第一の規定はこの条例の施行の日以後にされる同表に規定する申請、通知等に係る審査、検査等に、第二条の規定による改正後の徳島県県土整備関係手数料条例（以下「第二条改正後条例」という。）別表第一の規定は同条の規定の施行の日以後にされる同表に規定する申請、通知等に係る審査、検査等について適用する。

3 令和七年三月三十一日までに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第四項、第六条の二第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の確認済証の交付を受け、同年四月一日以後にその工事に着手する建築物の建築であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為又は同法第十二条第二項に規定する要通知特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に該当するもの（同項第二号又は第三号に該当するもの及び同法第十一条

第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるものを除く。以下「仕様基準適用要確認特定建築行為等」という。）を行う場合にあっては、同日以後に最初に行う第一条改正後条例別表第一の三十九の項、四十三の項、四十六の項、四十八の二の項、四十八の六の項若しくは四十八の九の項に規定する事務に係る手数料又は第二条改正後条例別表第一の三十九の項、四十三の項、四十六の項、四十八の二の項、四十八の六の項若しくは四十八の九の項に規定する事務に係る手数料について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

一 一戸建ての住宅（同一の棟に非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年^{経済産業省}国土交通省^国令第一号）第一条第二項に規定する住宅部分をいう。）以外の建築物の部分を含むものを除く。以下同じ。）仕様基準適用要確認特定建築行為等に係る部分の床面積の

合計が二百平方メートル以下のときは七千円、二百平方メートルを超えるときは八千円

二 一戸建ての住宅以外の住宅 仕様基準適用要確認特定建築行為等に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは一万七千円、三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは四万四千円、五千平方メートルを超えるときは六万千円

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第二十七号

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、五五八人」を「二、五三九人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、七二一人」を「四、七二九人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第二十八号

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次項及び」を「以下この項及び次項並びに」に改め、「毎月末日」の下に「（入学若しくは進級、転学又は編入学により高等学校又は中等教育学校の後期課程に在学することとなった日の属する月に納付する授業料にあつては、当該月において当該学校から転学し、又は当該学校を退学し、若しくは卒業する場合を除き、当該月の翌月の末日）」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県規則第十三号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和五十七年徳島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 旅館業の施設の構造設備を明らかにした平面図及び立面図
- (2) 旅館業の施設の設置場所の周囲おおむね200メートルの区域内の見取図（おおむね100メートルの区域内に学校、保育所、博物館等がある場合には、その施設との距離を明示すること。）
- (3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（設立の登記を必要とする法人に限る。）

様式第一号の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

「			」	
年 月 日		第 号	年 月	

様式第二号中

日 第 号

のように改める。

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び業務を行う役員の名簿
- (2) 旅館業の施設の設置場所の周囲おおむね200メートルの区域内の見取図（おおむね100メートルの区域内に学校、保育所、博物館等がある場合には、その施設との距離を明示すること。）

様式第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第２４７条第５項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 旅館業の施設の設置場所の周囲おおむね２００メートルの区域内の見取図（おおむね１００メートルの区域内に学校、保育所、博物館等がある場合には、その施設との距離を明示すること。）

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定（「第」を「第」に改める部分を除く。）、様式第二号の改正規定（「第」を「第」に改める部分を除く。）及び様式第三号の改正規定（「第」を「第」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

徳島県規則第十四号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一のとくしまこども未来会議委員の項の項名を「とくしまこども未来会議の委員及び臨時委員」に改め、同一の徳島県教育振興審議会の委員及び専門委員の項の次に次のように加える。

徳島県教育職員免許状再授与審査会委員	日 額
	九、四〇〇円

別表の二の徳島県病院調整監の項を削り、同一の国民健康・栄養調査員の項中「七、八〇〇円」を「九、二〇〇円」に改め、同一の徳島県監察統括監の項を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県規則第十五号

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県のお事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年徳島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表六の項中「第二条第二項の表四十六の項2」を「第二条第二項の表五十の項2」に改め、同表七の項中「第二条第二項の表七十一の項5」を「第二条第二項の表七十四の項5」に改め、同表八の項中「第二条第二項の表八十二の項9」を「第二条第二項の表八十五の項9」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県規則第十六号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一号を加える。

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託した者が、使用料又は手数料を納付する場合（第一号に掲げる場合を除く。）

第四条第二項中「隊長」を「生活安全企画課許可事務指導室長、交通指導課高速道路交通警察隊長」に改める。

別表第一徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の項の項名を「徳島県経済産業関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）」に改め、同表徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項に次の六号を加える。

三百五十五の十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

三百五十五の十四 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更の許可申請手数料

三百五十五の十五 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査手数料

三百五十五の十六 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

三百五十五の十七 土石の堆積に関する工事の計画変更の許可申請手数料

三百五十五の十八 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）

の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項中第三百七十九号の十七を削り、第三百七十九号の十八を第三百七十九号の十七とし、第三百七十九号の十九を第三百七十九号の十八とし、第三百七十九号の二十を第三百七十九号の十九とし、同項第四百二十九号の次に次の五号を加える。

四百二十九の二 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料

四百二十九の三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更の許可申請手数料

四百二十九の四 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中間検査手数料

四百二十九の五 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

四百二十九の六 土石の堆積に関する工事の計画変更の許可申請手数料

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の項の改正規定、同表徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項に六号を加える改正規定及び同表徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第四百二十九号の次に五号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県訓令第1号

庁 中 一 般

徳島県債証券元利金支払手続を廃止する訓令を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県債証券元利金支払手続を廃止する訓令

徳島県債証券元利金支払手続（大正十四年徳島県訓令第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和七年三月十八日から施行する。